16　改正法附則第五条第四項の規定により四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）	連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第五十三条第五項（なお効力を有する旧法第三条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定をいう。）第五項及び第六項において同じ。）
	控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度	控除対象個別帰属調整額は、この項又はなお効力を有する旧法第五十三条第五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度
	すべき法人税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
	通算適用前欠損金額	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額
	前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額	控除対象個別帰属調整額
	当該控除対象通算適用前欠損調整額	当該控除対象個別帰属調整額
	最初通算事業年度	最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「なお効力を有する旧法」という。）第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。次項において同じ。）
第五項		
第六項		

同法第五十七条第六項又は第八項	なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項	
あること	ないこと	
（同法	（法人税法	
ものに限る。）	ものに限る。）又はなお効力を有する旧法第五十三条第一項の規定により提出すべき申告書（なお効力を有する旧法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくはなお効力を有する旧法第五十三条第四項の規定により提出すべき申告書	
、第三項	、第三項又はなお効力を有する旧法第五十三条第五項	
前十年内事業年度の	当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の	
すべき法人税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額	
控除未済通算適用前欠損調整額	控除未済個別帰属調整額	
に同法	に法人税法	
法人の事業年度	法人の事業年度又は連結事業年度	
前事業年度	前事業年度又は前連結事業年度	
通算適用前欠損金額	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額	
第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）	控除対象個別帰属調整額	
の控除対象通算適用前欠損調整額	の控除対象個別帰属調整額	
最初通算事業年度	最初連結事業年度	
法人税法第五十七条第六項又は第八項	なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項	
ある	ない	